

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

(土砂災害)

本町の地質は酸性岩が多く分布し、花崗岩が主で、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、いわゆる「マサ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生しやすく、砂防、急傾斜ともに危険箇所が数多くある。

(高潮)

台風や発達した低気圧の接近により発生する高潮のリスクは、島内海岸線地域に点在する。

(津波)

本町の海岸線は入江が多く津波リスクは海岸線地域全域に及ぶ。海岸線以外にも二級河川（(原田川、原下川、小原川) 流域は被害の恐れがある。

(地震)

(1) 南海トラフ巨大地震

被害想定は「震度 5 強」が島内面積の 62.6% 「震度 6 弱」が同 34.4% 「震度 6 強」が同 3.0% であり、30 年以内の発生確率 70%程度と予測される。

(2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震

被害想定は「震度 5 強」が島内面積の 25.3% 「震度 6 弱」が同 59.2. % 「震度 6 強」が同 15.5% であり、30 年以内の発生確率 40%程度と予測される。

(3) どこでも起こりうる直下地震

被害想定は「震度 4 以下」が島内面積の 82.1% 「震度 5 弱」が同 10.0% 「震 5 強」が同 5.6% であり、「震度 6 弱」が同 1.9% 「震 6 強」が同 0.3%であり 30 年以内の発生確率は不明。

(その他)

急傾斜地域を多く抱えている本町では、災害のおそれのある「山地災害危険地区」が数多く存在している。海岸線は台風による暴風、波浪や高潮等による被害が発生しやすい土地柄から、大雨が予想される場合前持った避難が必要になる。

※参考資料

- ・大崎上島町防災ハザードマップ

<https://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp/section/hazardmap/index.html>

- ・大崎上島町地域防災計画基本編

- ・大崎上島町地域防災計画震災対策編 南海トラフ地震防災対策推進計画

(2) 商工業者の状況(令和2年4月1日現在、出典「令和2年度 商工会実態調査」)

大崎上島町	商工業者	(うち) 小規模 事業者数	(うち) 総会 員数	(うち) 商工業 者の 会 員 数	内 訳								
					建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店/ 宿泊業		サービス業		その他
									飲食店	宿泊業	娯楽業	娯楽業 以外	
	407	404	384	358	55	52	11	99	27	7	3	61	43

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・大崎上島町地域防災計画の策定
- ・大崎上島町防災ハザードマップの作成
- ・自主防災組織の育成
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時応援協定の締結

2) 当商工会の取組み

- ・事業者 BCP に関する国及び県の施策の周知
- ・事業者 BCP 作成セミナーの案内
- ・広島県共済と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食、他)の備蓄
- ・大崎上島町が実施する防災訓練への参加
- ・大崎上島町商工会 BCP の作成

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、BCP策定等に関する助言を行える経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

III 目標

会員をはじめとする大崎上島町町内の事業者に対して、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。発災時における情報共有を円滑に行うため、町との間における被害情報報告ルートを構築する。発災後速やかな復旧・復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・BCP作成目標

業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他
事業者数	55	52	11	99	34	64	43
BCP作成目標	5	5	1	9	3	6	4

※その他

上記に変更が生じた場合には、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報やホームページにおいて、リスク対策の必要性、損害保険の概要、国県町の施策等についての紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家等を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 当商工会の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和3年事業継続計画を作成する

3) 関係団体等との連携

- ・広島県中小企業協同組合と連携して、小規模事業者に対し総合火災共済等の周知・PR 等を実施する。
- ・当会が開催する経営セミナー等で損害保険の紹介等を実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の BCP の取組み状況を定期的(1 回/期)に確認する。

5) 当該計画に係る訓練実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は 必要に応じて実施する）。
- ・反省点を次の計画へ反映する。

< 2. 発災後の対策 >

発災時は安全確保を第一とし下記手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・職員は、発災後速やかに LINE WORKS で安否及び被害状況を広島県商工会連合会へ報告する。
- ・大崎上島町と当商工会は電話・メール・SNS 等を活用して、安否及び被害状況を含む必要な情報を共有する。

2) 応急対策の方針決定

当商工会とは、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を下記の通りとする。

（自然災害の場合）

- ・当商工会の職員は安全確保を最優先する。
- ・当商工会の全職員に被害が及ぶ場合の応急対策や役割分担を決める。
- ・確認された被害状況等は3日以内を目安に大崎上島町と情報を共有する。
- ・被害規模は（表1）を目安とする。
- ・情報共有の頻度は（表2）を目安とする。

(表 1)

大規模な被害	・ 地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれている地域と連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されているため確認できない。
被害あり	・ 地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害なし	・ 目立った被害の情報がない

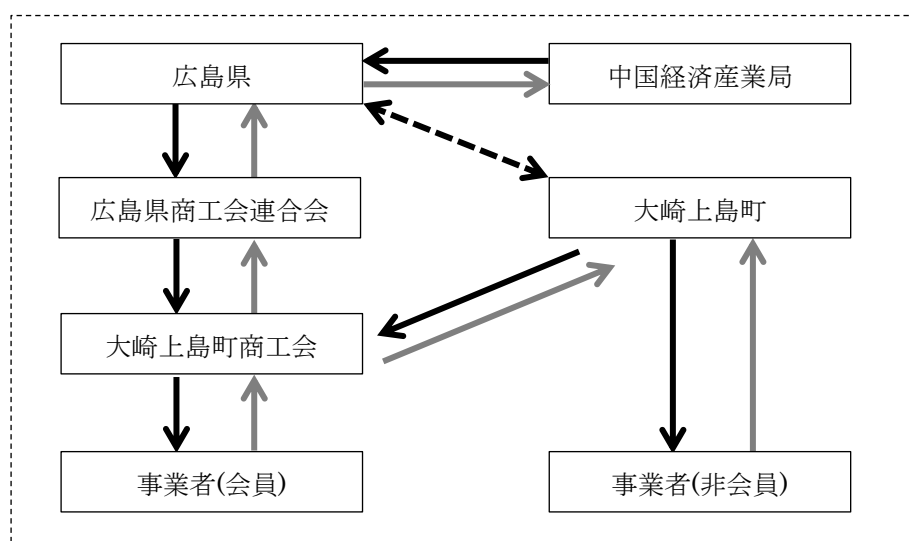
なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

(表 2)

発災後～1 週間	3 回/日 (朝・昼・夕)
1 週間～2 週間	2 回/日 (午前・午後)
2 週間～1 ヶ月	1 回/日 (午前)
1 ヶ月以降	2 回/週

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・ 自然災害等発生時に、地区内小規模事業者等の被害情報の迅速な把握と商工会内の指揮命令を実現する仕組みを構築する。
- ・ 二次被害防止のため、被災地域での活動について決める。
- ・ 町と当商工会は、被害状況の確認方法や被害額(建物、設備、商品等)の算定方法を予め確認しておく。
- ・ 町と当商工会が共有した情報を、広島県商工会連合会を通じて県担当者に報告する。
- ・ 当商工会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害情報を町の地域経営課と共有するとともに、広島県商工会連合会を通じて県担当者に報告する。
- ・ 情報共有と報告の経路は下記の通り



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法を町と相談する。なお、当商工会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口は安全性が確認された場所に設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国・県、市町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・町の方針に従い、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者等を支援する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を国・県・町及び広島県商工会連合会等に相談する。

※その他

上記に変更が生じた場合には、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和7年6月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<pre>graph TD subgraph Chamber [《大崎上島町商工会》] President[事務局長] Officers[法定経営指導員 経営指導員] end subgraph Town [《大崎上島町》] Officer[地域経営課長] Section[地域経営課] Planning[総務企画課] end President --- Officers Officer --- Section Section --- Planning Officers -- 連携 --> Section Officers -- 連絡調整 --> Section Section -- 確認調整 --> Planning</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
① 当該経営指導員の氏名、連絡先 木下 達也(連絡先は、後述(3)①を参照のこと)	
② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報提供及び助言等の実施 ・本計画の具体的な取組みの企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認や見直し等のフォローアップ(1回/年)	
(3) 商工会、関係市町連絡先	
① 商工会 大崎上島町商工会 〒725-0301 広島県豊田郡大崎上島町中野 4098-4 Tel: 0846-64-3505 Fax: 0846-64-3552 email: kami.jima-ohsaki@hint.or.jp	
② 関係市町 大崎上島町 地域経営課 〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野 6625-1 Tel: 0846-65-3123 Fax: 0846-65-3144 email: keiei01@town.osakikamijima.lg.jp ※その他 上記に変更が生じた場合には、速やかに県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金額	888,000	888,000	1,088,000	1,088,000	988,000
専門家謝金・旅費	300,000	300,000	500,000	500,000	300,000
セミナー開催費	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
チラシ等作成費	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000
協議会運営費	50,000	50,000	50,000	50,000	150,000
救護用品等の補充・更新	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000

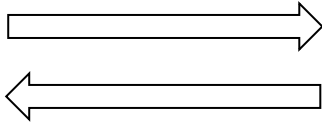
(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大崎上島町補助金、広島県補助金、事業収入、他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
広島県中小企業共済協同組合 理事長 林 恵介 〒730-0048 広島市中区竹屋町 4-17
連携して実施する事業の内容
① 「総合火災共済・各種共済制度」等に対する周知・PR ② 当会が開催するセミナー、相談会での損害保険の紹介・説明 ③ 有事の際、被災した事業所がいち早く復旧するための保険支払手続きのできる連携体制を平時から構築する。
連携して事業を実施する者の役割
① 当会職員の巡回時に同行して、小規模事業に対し一緒に「総合火災共済・各種共済制度」等の損害保険の周知・PRを行う。 ② 当会が開催する経営セミナー、保険相談会に出席し、取り扱っている損害保険の紹介・説明を行い、損害保険加入の重要性の周知を図る。
連携することによる効果等 連携者は災害によるリスク診断が可能のため、それぞれ事業所にあった損害保険の紹介を行うことができ、有事の際、被災した事業所がいち早く復旧するために役立つ損害保険の加入を推進できる。
連携体制図等
・ 当会職員に対する損害保険の説明 ・ 巡回同行 ・ 相談会等での損害保険の紹介/説明 広島県中小企業共済協同組合  大崎上島町商工会 ・ 相談事業所、相談内容等の情報提供 ・ 巡回同行依頼 ・ 相談会等での損害保険の紹介/説明依頼